

築等に取り組んでいる。

高濃度PCBを含有する変圧器、コンデンサー及び安定器等汚染物については、処分期間が終了しており、新たに発見され、PCB廃棄物を保管することとなった事業者に対して、廃棄物処理法に規定する保管基準に従って適正に保管するよう指導している。

第2節 不適正処理対策の徹底

1 不法投棄等対策の徹底

(1) パトロール等監視体制の強化＜廃棄物対策課＞

○ スカイ＆ランドパトロールの実施（平成9年度～）

空と陸から連絡を取りながらパトロールを実施している。飛行経路に県境主要道路付近の山林及び河川敷等を加える等、監視強化を図っている。なお令和5年度の実施回数は1回。

○ 産業廃棄物収集運搬車に対する路上検査の実施

県境等で国・他県市との合同による産業廃棄物収集運搬車の路上検査を実施し、不適正処理の未然防止を図っている。

〔実施県〕三重県・滋賀県（平成10年度～）、福井県（平成12年度～）、

中部地方環境事務所・愛知県・名古屋市（平成13年度～）、

岐阜市（平成20年度～）、長野県（平成23年度～）、富山県・富山市（平成27年度～）

上記に県単独での実施を加え、県内全圏域での路上検査を実施している。

○ 夜間休日産業廃棄物不適正処理監視パトロールの実施（平成12年度～）

行政の監視の手薄な夜間・休日に不法投棄等監視パトロールを実施している。

令和5年度の実施回数は400回。

○ 市町村職員への立入検査権限の付与（平成14年度～）

市町村職員を県職員（市町村立入検査員）に併任し、「廃棄物処理法」及び「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」に基づく県の立入検査権を付与することにより、不適正処理事案等に対する迅速、効果的な対応が可能となるよう監視指導体制の強化を図っている。

令和5年度は、27市町村、76名の市町村職員を市町村立入検査員に任命し、県と市町村の連携による監視指導に努めた。

○ 可搬式カメラ監視システムの導入（平成17年度～）

機動性が高く、適時、適所に設置できる可搬式監視カメラを導入し、不法投棄等を未然に防止している。

(2) 通報体制の整備＜廃棄物対策課＞

○ 廃棄物インターネット110番の活用（平成11年度～）

廃棄物インターネット110番により、広く県民から不法投棄等の情報を得ている。

令和5年度末現在の通報受理件数は累計1,058件。

○ 不法投棄等通報協力体制の整備

不法投棄を早期に把握するため、各種団体等の協力を得て通報体制を整備している。

郵便局員（平成12年度～）、森林組合員（平成13年度～）、岐阜県森林施業協議会（平成16年度～）、中日本高速道路株式会社（平成17年度～）、中部電気保安協会岐阜支店（平成27年度～）、日本郵便株式会社（平成30年度～）及びセイノーホールディングス株式会社（令和5年度～）

2 岐阜県埋立て等の規制に関する条例の的確な運用

(1) 不適正な土砂等の埋立て行為等の監視＜環境管理課＞

不適正な埋立行為等を早期に発見し、初動段階から迅速に対処するため、市町村と連携し、「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」に基づく施工中の立入検査や定期的な監視パトロール等を実施した。

(2) 盛土規制に係る連携体制の構築＜建築指導課＞

令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、令和3年10月に盛土規制に係る総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を環境管理課に設置した（令和6年4月から建築指導課へ移管）。

また、本庁と8つの地域ごとに「盛土規制に関する連携会議」を設置・開催し、市町村や警察も含めた関係機関の連携体制を構築している。